

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要領の制定について

19生産第10006号
平成20年4月1日
生産局長通知

改正 平成21年 4月 1日 20生産第10023号

産地生産拡大プロジェクト支援事業については、先に産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要領

推進事業

第1 市町村産地強化協議会

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5の1及び別表1の事業実施主体の欄の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める市町村産地強化協議会（以下「協議会」という。）は次の要件を満たすものとする。

- 1 市町村、整備事業の事業実施主体その他市町村長が本事業を実施するために必要と認められる農業関係機関等（都道府県、普及組織、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会、生産者・生産者団体、卸売市場、消費者・消費者団体、試験研究機関、大学等）により協議会を構成すること。
- 2 市町村長を代表者とする。
- 3 推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- 4 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 5 市町村が、協議会の事務局の一部若しくは全部を構成していること又は市町村の管理職その他本事業の実施に係る職責を有する者のうち1人以上が当該協議会における事務及び会計処理の責任を有する地位にあること。

第2 市町村産地強化計画

- 1 要綱第5の2の生産局長が別に定める市町村産地強化計画（以下「産地計画」という。）は、別記様式第1号により作成するものとし、要綱別表1の補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容は、農業産出額の目標、推進事業及び整備事業の内容その他別記様式第1号に掲げる項目とする。
- 2 協議会は、要綱第5の3により事業実施主体が所在する都道府県の地方農政事務所（当該府県に地方農政事務所が存在しない場合は地方農政局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を経由し、地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）へ産地計画を提出し、その承認を受けた場合は、都道府県知事に対して産地計画の写しを付してその旨を報告するものとする。

第3 事業の事業実施計画

- 1 要綱第5の2の生産局長が別に定める推進事業の事業実施計画（以下「推進事業実施計画」という。）は、別記様式第2号により策定し、地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 要綱第5の8の生産局長が別に定める推進事業実施計画の重要な変更は、次に掲

げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 産地計画の変更
- (3) 補助事業費又は事業内容の 3 割を超える変更

第 4 事業の承認及び着手

1 要綱別表 1 の補助要件の欄の 6 の生産局長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 地域水田農業ビジョン（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年 4 月 1 日付け 15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 に規定する地域農業水田ビジョンをいう。）野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成 13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知）第 1 に規定する産地強化計画をいう。）等事業実施市町村を対象とした他の計画等との整合が図られていること。
- (2) 成果目標の目標年度において、市町村内の認定農業者の数が減少しないことが見込まれること又は市町村内の認定農業者への農地集積率が減少しないことが見込まれること。

2 地方農政局長等は、次の項目をすべて満たす場合に限り、要綱第 5 の 4 の推進事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 要綱別表 1 の補助要件の欄に掲げる項目をすべて満たすこと。
- (2) 推進事業及び整備事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
- (3) 要綱第10による助成に必要な予算の範囲において、成果目標の農業産出額の増加率が全国的見地から高いこと。

3 事業の着手

(1) 事業の実施については、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金交付要綱（平成20年 4 月 1 日付け19生産第10005号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）第 6 の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 7 号により、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実にってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第 4 の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要

な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、協議会が、産地計画承認年度及び翌年度において、当該年度における事業の実施状況を、別記様式第5号-1により毎年2月末日までに地方農政事務所を經由し、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、推進事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、協議会に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第6 事業の評価

- 1 要綱第7の1の生産局長が別に定める協議会の自己評価は、別記様式第6号により行うとともに、推進事業実施最終年度の2月末日までに地方農政事務所を經由し、地方農政局長等にその内容を報告するものとする。
- 2 要綱第7の2に定める地方農政局長等の評価は、要綱第7の1に規定する協議会の自己評価が適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、協議会に対し、再度適正に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 要綱第7の2に定める地方農政局長等の評価は、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容について行うものとする。

第7 補助率

- 1 要綱別表第1の補助率の欄の生産局長が別に定める2年目、3年目の補助率は次表のとおりとする。

事業年	達成率	補助率
2年目	0未満(1年目の達成率)	1/4以内
	0以上3割未満(")	1/3以内
	3割以上(")	1/2以内
3年目	3割未満(2年目の達成率)	1/4以内
	3割以上7割未満(")	1/3以内
	7割以上(")	1/2以内

(注) 達成率とは、成果目標である農業産出額の増加額を10割としたときの前年度における農業産出額の増加額の達成度合いのことである。

なお、協議会の責によらない全国的な農産物価格の低下、災害による被害等の理由により成果目標の達成状況が低迷した場合にあっては、産地計画策定年度の翌年度又は翌々年度において、必要な統計値等が公表となった時点で、次のいずれかの方法により再度、農業産出額の算出を行うことができるものとする。

また、再度、農業産出額を算出した結果、推進事業の補助率が変動する場合にあって

ては、協議会は、年度当初に決定した補助の額と再算出した補助率により受けられる補助の額の差額を国に交付申請できるものとする。

- (1) 各作物の全国平均価格（農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が公表する農業物価統計の価格）が基準年（公表されている数値の直近年の前年をいう。以下同じ。）より2割以上下落した場合は、当該品目の価格を基準年の8割と見なして算出できるものとする。
 - (2) 統計部が実施する作物統計の対象である品目において、当該年の事業実施市町村の平均単収が、基準年の9割以下に低下した場合には、当該品目の単収を基準年の単収の9割に置き換えて算出できるものとする。
- 2 推進事業の下限事業費は、1,000,000円とする。
- ただし、20年度から事業を実施している事業実施主体の2・3年目の推進事業実施計画については、この限りではない。

第8 事業の内容

- 1 要綱別表1の事業内容の欄に掲げる事業で実施できる取組は次のとおりとする。
 - (1) 本事業の推進に関する検討
 - ア 産地計画の見直し、推進事業実施計画の策定等本事業の基本的事項の検討
 - イ 農業産出額の調査及び算出
 - ウ 整備事業で整備する施設、機械の活用、推進体制等の検討
 - エ 取組内容の紹介のためのパンフレット・リーフレット（広く一般に頒布するものを除く。）
 - オ その他必要な取組
 - (2) 農畜産物の生産に関する取組
 - ア 取組の具体的内容の検討
 - イ 生産状況及び生産技術に関する調査
 - ウ 新技術の開発及び実証ほの設置
 - エ 生産体制の整備
 - オ 生産技術に関する研修、講演会等の開催及びマニュアルの作成・配布
 - カ 取組の評価
 - キ その他必要な取組
 - (3) 農畜産物の加工に関する取組
 - ア 取組の具体的内容の検討
 - イ 加工技術に関する調査
 - ウ 加工品又は加工技術の開発又は試作
 - エ 加工体制の整備
 - オ 加工技術に関する研修
 - カ 取組の評価
 - キ その他必要な取組
 - (4) 農畜産物の流通に関する取組
 - ア 取組の具体的内容の検討

- イ 流通状況に関する調査
 - ウ 流通技術の開発又は実証
 - エ 流通体制の整備
 - オ 流通技術に関する研修
 - カ 取組の評価
 - キ その他必要な取組
- (5) 農畜産物の消費拡大に関する取組
- ア 取組の具体的内容の検討
 - イ 消費動向や需要に関する調査（農産物や加工品の試食会を含む。）
 - ウ 取組の評価
 - エ その他必要な取組
- (6) 地域提案
- 市町村が地域の実情及び成果目標を達成する観点から、市町村が地方農政局長等と協議し、認められた取組（補助金総額の20%を上限とする。以下「地域提案」という。）
- 2 次の取組は、国の助成の対象としない。
- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
 - (2) 農業経営の改善、農村地域の活性化、バイオマスの利活用の推進又は食の安全・安心の確保その他産地競争力の強化を主目的としない取組
 - (3) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
 - (4) 農畜産物の生産費補てん（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得保障
- 3 補助対象経費
- 補助対象経費は、本事業に直接要する別紙の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別紙の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うこととする。

整備事業

第1 事業の実施等

1 事業実施主体

- (1) 要綱別表2の事業実施主体の欄の9の生産局長が別に定めるその他農業者の組織する団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。
- (2) 要綱別表2の補助要件・補助率の欄の1の(2)の規定にかかわらず、市町村長が特に必要と認める場合にあっては、受益農家が3戸以上であれば、市町村長は事業実施主体として認めることができる。

ただし、整備事業総数の半数以下の場合に限るものとする。

なお、事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、3戸未満であっても事業実施主体として認める

ことができる。この場合にあつては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式第4号の事業実施主体要件適合確約書（農業生産法人用又は特定農業法人用）を添付するものとする。

ア 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

（ア）本事業終了後5年間特定農業法人であること又は基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

（イ）特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める旨の目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（エ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する旨の目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となつており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

（ア）離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があつた場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

（イ）当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（3）事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなつた場合には、新たに参加者を募ることにより、5戸以上となるよう努めるものとする。

（4）市町村長は、要綱第6の3による内容の検討及び要綱第7の2による評価を実施した結果、整備事業において導入した施設、機械等が当初の事業実施計画に従つて適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

（5）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。以下同じ。）農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）その他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならない

いものとする。

- (6) 要綱別表2の事業実施主体の欄の10の認可団体となり得る団体は、次のとおりとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業実施を希望する団体が、地域農業の核となる者で事業目的に資するもの。

2 事業の対象地域

- (1) 整備事業の主たる受益地は、原則として、農用区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区（以下「生産緑地」という。））とする。

ただし、要綱別表2の事業内容の欄の4の畜産物共同利用施設のうち（1）及び（2）の施設並びに5の共同利用機械（家畜ふん尿の処理利用機械に限る。）は、これらの区域以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 整備事業のうち野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合においては、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）（生産緑地を含む。）内においても実施できるものとし、この場合の事業の内容については、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備（以下「小規模土地基盤整備」という。）は、補助対象としないものとする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）において実施できる事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 費用対効果分析

要綱別表2の補助要件・補助率の欄の1の（3）の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設、機械等の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）を適用することにより費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

4 不正行為等に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

5 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の問題に留意するものとする。また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザ

イン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

6 農地情報の共有化の促進

担い手への農地の利用集積等農地の有効利用を図る観点から、事業実施主体（市町村、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区に限る。）は、自らが保有する農地に関する情報（耕作者、作付状況、単収、認定農業者か否か等）を地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3の（2）のウに基づく都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下「地域担い手協議会」という。）に、地域担い手協議会が設置されていない場合は、地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（1）に定める地域水田農業推進協議会をいう。）に提供することにより農地情報図（農地情報共有化支援事業実施要綱（平成20年3月31日付け19経営第7953号農林水産省経営局長通知）第3の3の（2）の農地情報図をいう。）の整備の促進に努めるものとする。

第2 国の助成措置

国は、市町村に交付した整備事業に係る交付金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は市町村長に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 整備事業実施計画の作成内容及び提出手続

（1）市町村は、整備事業の事業実施主体から個別の事業実施計画の提出を受けると等により、整備事業の事業実施計画（以下「整備事業実施計画」という。）を別記様式第3号により策定し、地方農政事務所を經由し、地方農政局長等に提出するものとする。

（2）（1）の整備事業実施計画の提出とあわせて、要綱別表2の事業内容の欄の6の地域提案及び事業実施主体の欄の10の認可団体の協議についても、別記様式第3号により行うものとする。

（3）要綱第5の8の生産局長が別に定める整備事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 産地計画の変更

ウ 事業実施主体の変更

エ 施行箇所及び設置場所の変更

オ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

カ 施設等の新設又は廃止

2 事業の着工

（1）事業の実施については、交付決定後に着工（機械の発注を含む。以下同じ。）す

るものとする。

- (2) 事業実施主体は、事業に着工するときは、速やかにその旨を別記様式第8号の入札結果報告・着工届により市町村長に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記様式第9号により、市町村長に提出するものとする。

- (3) (2)のただし書により交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実にってから、事業に着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

- (4) 市町村長は、(2)のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 管理運営

(1) 管理運営

整備事業の事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設、機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設、機械等の管理は、原則として、整備事業の事業実施主体が行うものとする。

ただし、整備事業の事業実施主体が施設、機械等の管理運営を直接行い難しい場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)等に定めのある場合を除き、原則として、実施地域に係る団体であって、市町村長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

市町村は、本事業の適正な推進が図られるよう、整備事業の事業実施主体の長(管理を委託している場合には管理主体の長)に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町村長は、関係書類の整備、施設、機械等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)を適用し、

市町村において厳正に行うものとする。

(5) 事業名等の表示

本事業により整備した施設、機械等には、本事業名等を表示するものとする。

第4 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6の2の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、市町村が、産地計画承認年度において、当該年度における事業の実施状況を、毎年度2月末日までに別記様式第5号-2により地方農政事務所を經由し、地方農政局長等に報告することにより行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導等

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、市町村に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

3 国は、市町村長に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、整備事業の事業実施主体ごとの事業実施状況について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

第5 交付要件・交付率

1 要綱別表2の交付要件・交付率の欄の1の交付要件の(3)の生産局長が別に定める事項は、別表のとおりとする。

2 要綱別表2の交付要件・交付率の欄の2の交付率の括弧書の生産局長が別に定める率は、次のとおりとする。

(1) 次の場合は、事業費の10分の6以内

ア 対象作物がさとうきび又はパインアップルの場合

イ 沖縄県において畜産物処理加工施設又は家畜飼養管理施設を整備する場合

(2) 共同利用機械(水稻直播機、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。)を整備する場合は、事業費の3分の1以内

3 市町村への交付額は、300,000,000円を上限とする。

第6 事業の実施基準

1 整備事業の事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の交付対象とすることは、認めない。

2 交付対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19

日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

3 共同利用施設・機械整備の一般基準は以下のとおりとする。

(1) 交付対象

交付対象とする共同利用施設・機械の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)の定めるところによるものとする。

(2) 交付の対象とする共同利用施設・機械は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋、廃校等の利用のほか、乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から交付の対象とする。

また、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(3) 共同利用施設・機械の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及、高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用施設・機械の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新)及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象としないものとする。

(4) 共同利用施設・機械の能力及び規模は、産地の栽培面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により農業者の共同利用施設・機械の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設・機械の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

また、コスト低減を積極的に推進し、複数の作物に利用が可能な共同利用機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を推進するものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用施設・機械の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

加えて、必要に応じ、共同利用施設・機械の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方

法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (5) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、交付の対象としないものとする。
- (6) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。
- 4 整備事業の事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設・機械を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - (2) 整備事業の事業実施主体は、原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社及び土地改良区に限るものとする。
 - (3) 当該施設及び機械の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。
 - (4) 整備事業の事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費 - 補助金) / 当該施設又は機械の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - (5) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備事業の事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

5 中山間地域等は、次に掲げる地域とする。

- (1) 山村振興法(昭和40年法律64号)第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき、公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- (6) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号)において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

6 面積要件等

- (1) 要綱別表2の補助要件・補助率の欄の1の(4)の生産局長等が別に定める作付面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、輸入急増野菜(ねぎ、トマト、ピーマン、たまねぎ、にんにく、なす、にんじん、はくさい、ほうれんそう、さといも及びこれらの品目からの転換品目をいう。)にあつては、適用しないものとする。

ア 土地利用型作物((ア)から(エ)までに掲げる作物等をいう。以下同じ。)

(ア) 稲・・・50ヘクタール

(イ) 麦・・・北海道：60ヘクタール、都府県：30ヘクタール

(ウ) 大豆・・・20ヘクタール

(エ) 主要農作物種子（主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）

a 稲・・・指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール

b 麦・・・指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール

c 大豆・・・指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール

イ 畑作物（(ア)から(オ)までに掲げる作物をいう。以下同じ。）

(ア) いも類・・・北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール）

ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、以下のとおりとする。

a ばれいしょ・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

b かんしょ・・・50ヘクタール

(イ) 雑豆・落花生・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

(ウ) 茶・・・10ヘクタール

(エ) てん菜・・・50ヘクタール（ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。以下において同じ。）の区域内にあること。）

(オ) さとうきび・・・10ヘクタール（ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。）

ウ 果樹・・・10ヘクタール

ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。

エ 野菜

(ア) 露地野菜・・・10ヘクタール（沖縄県にあっては、5ヘクタール）

(イ) 施設野菜・・・5ヘクタール

オ 花き

(ア) 露地花き・・・5ヘクタール

(イ) 施設花き・・・3ヘクタール

カ 地域特産物（(ア)から(キ)に掲げる作物等をいう。以下同じ。）

(ア) こんにゃく・・・10ヘクタール（種苗用については、30ヘクタール）

(イ) そば・・・5ヘクタール

(ウ) ハトムギ・・・10ヘクタール

(エ) たばこ、なたね、ホップ・・・10ヘクタール

(オ) 染料作物・・・5ヘクタール

(カ) 蚕・・・集団化され、かつ、使用されている桑園が2ヘクタール以上あると

ともに、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあっては、1ヘクタール以上であることとする。

(キ) その他地域特産物・・・2ヘクタール

キ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、アからカまでにかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

(ア) 土地利用型作物

a 稲・・・10ヘクタール

b 大豆・・・10ヘクタール

c 主要農作物種子（稲）・・・指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール

(イ) 畑作物

a ばれいしょ、雑豆・落花生・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

b かんしょ・・・10ヘクタール

c 茶・・・5ヘクタール

d てん菜・・・20ヘクタール

(ウ) 果樹

a 果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹・・・10ヘクタール

b a以外の果樹・・・3ヘクタール

(エ) 野菜

a 露地野菜・・・5ヘクタール

b 施設野菜・・・3ヘクタール

(オ) 花き

a 露地花き・・・3ヘクタール

b 施設花き・・・2ヘクタール

(カ) 地域特産物

a なたね、こんにゃく、ホップ・・・5ヘクタール

b 染料作物・・・3ヘクタール

ク 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において野菜を対象に事業を実施する場合にあっては、エ及びキの（エ）にかかわらず、作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

(ア) 露地野菜・・・2ヘクタール

(イ) 施設野菜・・・5,000平方メートル

ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。

7 共同利用施設・機械の基準等

共同利用施設・機械の整備については次に掲げるとおりとする。

整備事業名等	事業の内容	要件等
耕種作物小規模土地基盤整備		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」(昭和38年3月23日付け農地第251号(設)農林省農地局長通知)を準用するものとする。
ほ場整備		
園地改良		
農道整備		<p>全幅員が、支線道路にあっては、おおむね3メートル以上、耕作道にあっては、おおむね2メートル以上のものとする。</p> <p>なお、かんきつ産地を対象とした農道整備の場合にあっては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知)に準ずるものとする。</p>
暗きょ施工		
土壌土層改良		<ul style="list-style-type: none"> ・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培等を実施できるものとする。 ・水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備		
飼料作物作付条件整備	1 耕作道整備	
	2 雑用水施設整備	
	3 飼料生産ほ場整備	

	4	牧草地及び飼料畑等造成整備	
	5	排水施設等整備	
	6	隔障物整備	
放牧利用条件整備	1	耕作・放牧道整備	
	2	雑用水施設整備	
	3	隔障物整備	
	4	放牧地・放牧林地の整備	
	5	野草地整備	野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備。
	6	未利用地活用放牧拡大整備	未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備。
水田飼料作物作付条件整備	1	排水対策	
	2	土壌改良・診断	
	3	ほ場区画拡大	
	4	高収量草種・品種の導入	
	5	障害物除去	
耕種作物共同利用施設整備			<p>・耕種作物共同利用施設及び畜産物共同利用施設の事業メニューに掲げられたそれぞれの施設は一体的に設置できるものとする。</p> <p>・施設の受益となる作物等は、主に事業実施市町村の農業振興地域内で生産されているものとする。</p> <p>・温室については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」(昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知)によるものとする。</p> <p>・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。</p> <p>フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)、パレット、コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。)、可搬式コンベヤ(当</p>

			<p>該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。)、</p> <p>作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。)、育芽箱、運搬台車、可搬式計量器(電子天秤を除く。)、ざ桑機、自動毛羽巢取機、取得価格が50万円未満の器具及び装置、消耗品</p>
共同育苗施設	1	床土及び種もみ処理施設	
	2	播種プラント	
	3	出芽施設	
	4	接ぎ木装置	
	5	幼苗活着促進装置	
	6	緑化及び硬化温室	
	7	稚蚕共同飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
	8	特定蚕品種供給施設	
	9	1 から 8 までの附帯施設	
乾燥調製施設	1	荷受施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物、雑豆、落花生、及び地域特産物を対象とする場合に限る。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・大豆及び雑豆・落花生についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知)に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆及び雑豆 ・落花生は、この限りでない。
	2	乾燥施設	
	3	調製施設	
	4	出荷施設	
	5	集排じん設備	
	6	処理加工施設(精米施設、もみがら処理加工施設を含む。)	
	7	1 から 6 までの附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設			<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物及び雑豆・落花生を対象とする場合に限る。

		<p>・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。</p> <p>・大豆及び雑豆・落花生についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領(平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知)に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りではない。</p>
	1 荷受施設	<p>・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</p>
	2 一時貯留施設	
	3 乾燥施設	
	4 調製施設	
	5 貯蔵施設	
	6 均質化施設	
	7 出荷施設	
	8 集排じん設備	
	9 処理加工施設(もみがら処理加工施設を含む。)	
	10 1から9までの附帯施設	
農産物処理加工施設	1 加工施設	<p>・精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機、仕上茶加工機、搾汁機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、</p>

		攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械及び施設とする。
	2	荷受及び貯蔵施設 ・ 1 と一体的に整備するものとする。
	3	乾燥及び選別・調製施設 ・ 1 と一体的に整備するものとする。
	4	精選及び貯留施設 ・ 1 と一体的に整備するものとする。
	5	搬送施設 ・ 1 と一体的に整備するものとする。
	6	計量施設 ・ 1 と一体的に整備するものとする。
	7	出荷及び包装施設 ・ 1 と一体的に整備するものとする。
	8	残さ等処理施設 ・ 1 と一体的に整備するものとする。
	9	1 から 8 までの附帯施設
農産物直売施設	1	直売施設 ・ 主に事業実施地区内で生産された農産物等の販売に必要な施設をいうものとする。 ・ 直売施設と一体的に整備する場合に限り、内部設備として陳列棚、保冷設備及びPOSシステムを整備できるものとする。 ・ 農産物自動販売機を整備できるものとする。 ・ 主に事業実施地区内の農業振興地域内で生産された農産物を販売するものについては、農業振興地域以外の地域においても整備することができるものとする。
	2	1 の附帯施設 駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備に限る。
農産物交流施設	1	交流施設 ・ 主に事業実施地区内で生産された農産物等を利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な施設をいうものとする。 なお、交流施設と一体的に整備する場合に限り、内部設備として調理設備品類として机、椅子及び視聴覚機器を整備できるものとする。
	2	1 の附帯施設 駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備に限る。
集出荷貯蔵施設		・ 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する 2 次集出荷のストックポイントについては、農業振

		<p>興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・大豆及び雑豆・落花生についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りではない。
1	集出荷施設	
2	予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・1と一体的に整備するものとする。
3	貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・1と一体的に整備するものとする。 ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができるものとする。球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
4	選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> ・1と一体的に整備するものとする。 ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。
5	品質向上物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1ト

		ン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。)とする。
	6 穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる 品質向上物流合理化施設、集出荷施設及び貯蔵施設、精米施設とする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、5の「品質向上物流合理化施設」と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、10の附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
	7 農産物取引幹線施設	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントとし、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。
	8 青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。 ・契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。
	9 残さ等処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・1と一体的に整備するものとする。
	10 1から9までの附帯施設	
産地管理施設	1 分析診断施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 ・農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の

			向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
	2	1の附帯施設	
用土等供給施設	1	用土供給施設	・共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
	2	土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
	3	1及び2の附帯施設	
農作物被害防止施設	1	防霜施設	<p>・1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。</p> <p>・受電施設は含まないものとする。</p> <p>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</p> <p>・団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。</p> <p>・前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>（a）道路のほか、水路、法面、水田等其他作物のほ場1枚により分断されていること。</p> <p>（b）当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。</p>

		<p>さらに、防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。</p>
2	防風施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。 ただし、ネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。 なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、生産技術高度化施設の附帯施設に準拠して共同利用を行うものとする。 ・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 ・ 団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果

		<p>の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の10倍から15倍までの範囲を基本とする。</p> <p>・前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない圃地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(a) 道路のほか、水路、法面、水田等其他作物のほ場1枚により分断されていること。</p> <p>(b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。</p> <p>さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。</p>	
	3	病虫害防除施設	・害虫誘引施設(防蛾灯等)、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
	4	1から3までの附帯施設	
農業廃棄物処理施設	1	農業廃棄物処理施設	
	2	農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設を含むものとする。
	3	1及び2の附帯施設	
生産技術高度化施設	1	省エネルギーモデル温室	・「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」(昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局

長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知)に基づいて行うものとする。

・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

・設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

・共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。

共同利用台帳を作成し、購入日、資材名、数量、価額、購入者等を明記する。

栽培管理作業の共同化：育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行う。

資材の共同購入：肥料、農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入する。

共同出荷：出荷を共同で行う。

所有の明確化：当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

管理運営：当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

2 低コスト耐候性ハウス

・50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。）に耐えることがで

きる強度を有するもの若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。

・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。

・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。

・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。

・設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

・共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。

共同利用台帳を作成し、出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記する。

栽培管理作業の共同化：育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行う。

資材の共同購入：肥料、農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入する。

共同出荷：出荷を共同で行う。

所有の明確化：当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

		<p>管理運営：当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。</p>
3	高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> ・完全人工光方式の施設を整備できるものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、空調施設、自動かん水施肥装置及び自動炭酸ガス発生装置を整備するものとする。 ・空調施設とは、冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を一定に制御可能な設備とする。 ・複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置及び空調装置は、必ず装備するものとする。
4	高度技術導入施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、水稲自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設とする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス内に設置するものとし、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、その他収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。
5	栽培管理支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、用排水施設、かん水施設及び土壌環境制御施設とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・「花粉開薬貯蔵施設」は、建物、薬落とし機、開薬装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫及び花粉検査用器具とする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きよ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。 	
	6	株分施設	いぐさに限る。
	7	1 から 6 までの 附帯施設	
種子種苗生産関連施設	1	種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室（温室は隔離栽培用に限る。）、網室及びこれらに附帯する施設（温室及び網室にあつては、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、その他収穫、搬送及び調製装置。）を整備することができるものとする。 ・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。 ・野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
	2	種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及

			<p>び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置（恒温装置を含む。）、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器（情報管理機器、実験台及び電子天秤を含む。）を整備できるものとする。</p>
<p>有機物処理・利用施設</p>	<p>1</p>	<p>たい肥等生産施設</p>	<p>・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源をたい肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。</p> <p>・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</p> <p>・たい肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。</p> <p>・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>（a）製造されたたい肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</p> <p>（b）製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全</p>

			局長通知)に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。(土壌1kgにつき亜鉛120mg以下とする。)
	2	たい肥流通施設たい	・たい肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存のたい肥舎等の有効活用若しくはたい肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存のたい肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、たい肥の需要等を十分に考慮するものとする。
	3	肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
	4	1から4までの附帯施設	
畜産物共同利用施設整備			<ul style="list-style-type: none"> ・耕種作物共同利用施設及び畜産物共同利用施設の事業メニューに掲げられたそれぞれの施設は一体的に設置できるものとする。 ・施設の受益となる作物等は、主に事業実施市町村の農業振興地域内で生産されているものとする。
畜産物処理加工施設	1	食鳥処理施設	
	2	鶏卵処理施設	
家畜飼養管理施設	1	共同利用畜舎	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人(複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。)経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム(事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善(生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等)がなされるものをいう。以下同じ。)の実践・普及及び

		牛のほ育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものとする。
	2 共同利用フリーストール牛舎	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システムの実践・普及及びヘルパー組織の統合のいずれかのためのものとする。
	3 共同利用ミルクングパーラー	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システムの実践・普及及びヘルパー組織の統合のいずれかのためのものとする。
	4 共同利用ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。
	5 放牧利用施設	
飼料作物関連施設	1 混合飼料調製・供給施設	・施設用地の造成整備を含む。
	2 混合飼料貯蔵・保管庫	・施設用地の造成整備を含む。
	3 飼料作物収穫調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
	4 単味飼料貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
	5 地域未利用資源調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
	6 家畜排せつ物処理施設	・施設用地の造成整備を含む。
	7 飼料生産・調製・保管施設	・施設用地の造成整備を含む。
	8 飼料給与設計用電算施設	
共同利用機械整備	「農業機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)によるも	・格納庫については、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る床面積規模は、補助対象機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。

	のとする。	
--	-------	--

附則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

別表

整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の施設・機械（以下「施設等」という。）の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 都道府県が作成する「農業機械の導入に関する計画」の利用下限面積を満たしていること。
3 施設等への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日時に集中することのないよう検討されていること。
4 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
5 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等からみて妥当であること。
6 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立てに努めるとともに、償却費等を勘案し、適正に設定されていること。
7 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
8 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
9 投資効率（費用対効果）の算出プロセス及び根拠が適切であること。また、当該投資効率が1.0以上であること。
10 国庫補助分が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
11 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
12 附帯施設について、不要なものがないこと。
13 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
14 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。

15	製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設等の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
16	需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
17	適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格、支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
18	独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
19	管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営できる体制となっていること。
20	有機物処理利用施設又は農業廃棄物処理施設その他騒音、悪臭等発生施設を建設するに当たり周辺住民等との合意の形成がなされていること。
21	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしていること又は認可等の見込みがあること。
22	施行方法の選択が適切になされていること。
23	入札の方法に関する知識を有していること。
24	事業実施体制が、十分なものとなっていること。
25	地元関係者との合意形成が図られていること。
26	その他法律に定める基準等が満たされていること。
27	複数の事業実施主体で同一の施設・機械を整備する場合、事業内容と照合して、一の事業実施主体で整備することが合理的・効率的でないことの妥当な理由があること。

別紙

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術	

		指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接	

		必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1．本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2．支払いが翌年度となる場合
- 3．補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第1号（ の第2関係）

番号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度産地生産拡大プロジェクト支援事業の産地強化計画の（変更）承認申請について

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号
農林水産事務次官依命通知）第5に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別添の産地強化計画を添付すること。

産地生産拡大プロジェクト支援事業

〇〇市（町、村）産地強化計画

策定年度： 平成 年度

市町村名： (所在する都道府県名)

産地強化協議会名：

1 産地強化協議会

代表者名	〇〇市（町村）長 △△ ××
------	----------------

協議会の構成員	J A〇〇、〇〇市（町村）農業委員会、〇〇農業普及所、〇〇共済組合、農業生産法人〇〇
---------	--

※事業実施要領第1の3に定める協議会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

計画期間	平成 年度 ～ 平成 年度
------	---------------

2 市町村内農業生産に関する課題と今後の取組の方法

①農業生産地としての現状と課題

(例) 〇〇市は、△△県北東部に位置し、北は□□山地、南は××高原に接する、都市と自然が調和した表情豊かな地域であり、市内のほとんどの地域が標高〇〇〇メートルの比較的緩やかな丘陵地帯に位置している。年間の平均気温は〇〇. 〇℃、年間降水量は〇〇〇ミリメートルであり、夏は◇◇、冬は△△の◎◎型の特徴を持つ気候となっている。

このような気象条件のもと、〇〇市の農業は、これまで△△及び××、◇◇、□□等の作物生産を主体とした農業生産が展開されてきたが、△△については・・・・、××については・・・・のような問題が生じている。（※記入例を参考に具体的に記載すること。）

②課題を解決し、農業産出額を増加させるための方策

(例) 本市の特産物△△の生産を一層拡大するために、△△を活用した新しい加工品を開発し、付加価値を向上させることにより販売を促進する。市内北部の〇〇地区及び□□地区においては、農業従事者の高齢化に対応して重量野菜の△△から転換して軟弱野菜の××の導入を図る。（※記入例を参考に具体的に記載すること。）

3 農業産出額の増加目標

農業産出額の増加目標	基準年	平成	年	円
	目標年	平成	年	円
	増加額			円 増加率 %

(参考)

農水省統計部公表の農業産出額 (平成18年度)	円
-------------------------	---

※算出の根拠及びその方法について添付すること。

農業産出額の算出に当たっての留意事項

- 1 本事業では市町村全体での農業産出額の増加を成果目標としますので、整備事業による施設・機械等導入の有無にかかわらず、市町村全体でどれだけ産出額を増加させるかの目標を掲げること。
- 2 事業計画時と評価時に同一の方法で算出すること。
- 3 事業実施前年を基準年に、推進事業実施3年目を目標年とすること。
- 4 農業産出額は、農業生産者の（生産量×販売価格）の総和により算出されますが、全ての生産者を対象に悉皆調査を行い、単収や販売金額を把握することは困難なため、
 - ア JA、直売所、卸売市場等と連携して、当該市町村内生産者の年間出荷額や年間販売額（販売手数料差引き）等のデータを活用する。
 - イ 個人販売が多い作物については、生産者を一定数抽出し、変動の大きい販売価格、単収等を毎年調査して、その平均値を活用し、（当該作物の）全体の産出額を推計する。（単収、栽培面積及び販売価格のうち変動の少ないものは、毎年固定して推計することも可能）などの方法を組み合わせることにより、地域の状況に応じて簡易な方法で算定すること。
- 5 特に整備事業の受益農家については、漏れのないように把握すること。
- 6 市町村と整備事業の事業実施主体の範囲が一致せず（広域JAが整備事業を実施する場合など）、事業実施市町村外に在住する農業者が整備する施設等を活用する場合、これらの農業者を含めて農業産出額を算出すること。
- 7 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）等の補助金、補てん金等は農業産出額に含めないこと。
- 8 事業実施市町村の農業産出額の概ね8割以上を把握すること。
- 9 次年度の推進事業の補助率に反映させるため、1期間（農業産出額を算出する期間）は1～12月で算出すること。
- 10 自給飼料の活用を促進するため、畜産物については、輸入飼料の購入額を減じること。
- 11 農業者や農業者団体が、事業実施市町村内で生産した農畜産物を加工することにより生じた付加価値も含めて算出すること。
- 12 水稻については、主食用米の作付けの実績値が、都道府県段階で事前に算定され事業実施市町村に情報提供される需要量に関する情報を上回った場合は、上回った数量分の産出額を全体の農業産出額から差し引くこと。
- 13 小麦については、生産数量の実績値が、は種前契約の数量を上回った場合、上回った数量分の産出額を全体の農業産出額から差し引くこと。

(記入例) 農業産出額の算出方法と目標値の設定

事 項	調 査 及 び 算 出 の 方 法	基 準 年 の 額	目 標 年 の 額	増 加 額
① J A ○ ○ の販売総額 (手数料を除く。)	J A ○ ○ 調べ	○億○千○百万円 $\left\{ \begin{array}{l} \triangle\triangle : \triangle\text{億}\triangle\text{千万円} \\ \blacktriangle\blacktriangle : \blacktriangle\text{千万円} \\ \times\times : \times\text{千万円} \\ \odot\odot : \odot\text{千万円} \\ \blacksquare\blacksquare : \blacksquare\text{千}\blacksquare\text{百万円} \\ \square\square : \square\text{百万円} \end{array} \right.$	○億円	○億○千○百万円 △△に取り組む ことにより増加
②市町村内に所在する直売所 の売上高合計 (4か所) (手数料及び生活雑貨等農産物 以外の品物を除く。)	直売所管理者に対し、市町村職員が 毎月、聞き取り調査を行うこと により把握	○億○千○百万円 ▲直売所：▲百万円 ×直売所：×百万円 ◎直売所：◎百万円 □直売所：□百万円	○億円	○億○千○百万円 ××に取り組む ことにより増加
③整備事業受益農家の 個人販売分 (ネット販売)	販売農家の○%に当たる◎人の聞 取りから推計 (具体的な推計の方法を記載)	○千万円 ▲百万円×■名	○千万円	○千万円 □□に取り組む ことにより増加
④整備事業受益農家の 個人販売分 (スーパーとの契約販売)	販売農家の○%に当たる◎人の聞 取りから推計 (具体的な推計の方法を記載)	○千万円 ■百万円×■名	○千万円	○千万円 ◇◇に取り組む ことにより増加
	合計	○○億円	◎◎億円	▲億円

- (注) 1 算出の根拠となる資料を添付すること。
2 必要に応じて行を追加して記載すること。

農業産出額の算出方法と目標値の設定

事 項	調 査 及 び 算 出 の 方 法	基 準 年 の 額	目 標 年 の 額	増 加 額
	※特に整備事業実施にかかる品目、 農業産出額増加への寄与度が高いと 思われる品目等については、悉皆に 近い調査を行うなど、可能な限り正 確な値の把握を行うこと。			
	合計			

- (注) 1 算出の根拠となる資料を添付すること。
 2 必要に応じて行を追加して記載すること。

主要農産物の生産目標

農産物・畜種等 名	基 準 年			目 標 年			増 減		
	生産量 (t、kg等)	単 価 (円)	産 出 額 (円)	生産量 (t、kg等)	単 価 (円)	産 出 額 (円)	生産量 (t、kg等)	単 価 (円)	産 出 額 (円)

※生産量の欄は、算出する作物、畜種に合わせて適切な単位を用いて計算する。

認定農業者の目標値と農地集積率の設定

認定農業者数	基準年	平成	年 :	人
	目標年	平成	年 :	人

認定農業者への農地集積率	基準年	平成	年 :	%
	目標年	平成	年 :	%

4 推進事業の実施方針

<p>取組の内容 ①特産物の△△の新たな加工品の開発 (例) ①地場企業と連携の下、特産品△△を活用した新しい加工品（菓子、ジュース等を検討中）を開発する。 ②開発した加工品について、消費者の反応を調査し普及を図る。</p>	<p>実施年度 平成〇年度～ 平成〇年度</p>
<p>取組の内容 ②新規作物××の導入 (例) ①××の実証ほを2地区10か所程度設置するとともに、これを活用して技術研修会等を開催する。 ②実証農家の協力の下、××の導入による経営上の効果を調査・分析し提示する。</p>	<p>実施年度 平成〇年度～ 平成〇年度</p>
<p>取組の内容③ ※上記記入例を参考に具体的な内容を記載すること。</p>	<p>実施年度 平成〇年度～ 平成〇年度</p>

取組の内容④ ※上記記入例を参考に具体的な内容を記載すること。	実施年度 平成○年度～ 平成○年度
------------------------------------	-----------------------------

※必要に応じ、行を追加して記入する。
 その他（本事業を活用せずに農業産出額増加のために市町村として取り組む活動）

--

5 整備事業（施設、機械等整備）の実施方針

取組の内容 ①△△の選別施設の整備 (例) ・実需の要望に即した規格を販売するため、選別施設を導入する。	整備する施設・機械等の名称 ・△△選別施設一式	事業実施主体 JA○○
取組の内容 ②新規作物××の収穫機の整備 (例) ・○○地区において、新規作物××の実証に併せて収穫機を導入し、収穫作業の軽労化を図る。	整備する施設・機械等の名称 ・××収穫機 1 台	事業実施主体 農業生産法人 □□

取組の内容 ③新規作物××の収穫機の整備 (例) ・同様に□□地区においても、××収穫機を導入し、収穫作業の軽労化を図る。	整備する施設・機械等の名称 ・××収穫機 1 台	事業実施主体 JA△△
---	-----------------------------	----------------

取組の内容 ④	整備する施設・機械等の名称	事業実施主体
※上記記入例を参考に具体的な内容を記載すること。 		

※必要に応じ、行を追加して記入する。

※※添付資料

地域農業マスタープラン、地域水田農業ビジョン、野菜の産地強化計画、果樹産地構造改革計画等、事業実施市町村・産地において策定している各種計画等の写し

また、本事業による産地づくり、農業振興についてのイメージ図、ポンチ絵等があれば必要に応じて添付する。

別記様式第2号（Iの第3関係）

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

戎 年度産地生産拡大プロジェクト支援事業の推進事業実施計画の（変更）承認申請について

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号農林水産事務次官依命通知）第5に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別添の推進事業実施計画を添付すること。

産地生産拡大プロジェクト支援事業

推進事業実施計画

事業実施年度： 平成 年度（ 年目）

産地強化協議会名：

第1 事業実施体制
産地強化協議会の概要

代表者名（市町村長）	〇〇市長 △△ ××
事務局代表者名	〇〇市 農林水産部 部長 ◇◇ ▲▲
会計責任者名	〇〇市 農業振興課 課長 ◇◇ ▲▲
協議会を構成する組織、団体名	J A〇〇、〇〇市農業委員会、〇〇農業普及所、〇〇共済組合、農業生産法人〇〇、〇〇大学

第2 事業の実施方針

（例）
本年度は、地場企業と連携の下、特産品△△を活用した新しい加工品（菓子、ジュース等を検討中）の開発を行うこととし、そのために必要な会議の開催、講師による指導、研修会、試作を行う。
また、開発した加工品について、消費者の反応を調査し普及を図る。

※様式1号産地強化計画の4 推進事業の実施方針に則した内容を記載すること。

第3 事業計画総括表

取組内容	事業量（単価、回数、面積等）	事業費（円）	備考
（1）本事業の推進に関する検討			
取組内容①：農業産出額の調査及び算出			
事業1年目終了時の農業産出額把握のための現地調査を行う。また、ネット販売、契約販売を行っている農家へも調査協力依頼を行い、適切な農業産出額の算出を行う。			
取組内容②：			

(2) 農畜産物の生産に関する取組			
取組内容①：実証ほの設置			
〇〇地区及び□□地区に実証ほを設置する。			
取組内容②：技術研修会の開催			
××普及組織との連携による生産者向けの技術研修会を開催する。			
(3) 農畜産物の加工に関する取組			
取組内容①：検討会の開催			
△△を活用したパンづくりのためには、地元企業との連携が必要なため、両者による検討会を行う。			
取組内容②：講習会の開催			
地域食材を用いた料理の研究者を招き、パンづくりに関する指導を受け、試作を行う。			
(4) 農畜産物の流通に関する取組			
取組内容①：			
取組内容②：			

(5) 農畜産物の消費拡大に関する取組			
取組内容①：試作したパンの消費者への試食調査			
試作したパンを市内の消費者に試食、評価してもらう。			
取組内容②：			

- (注) 1 「取組内容」の欄は、様式1号産地強化計画に記載した内容のうち、当該年度に実施する具体的な取組内容を記載すること。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3 地域提案がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
4 適宜、行を追加して記入すること。

第4 必要経費

1 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (円)	負担区分			経費の必要性と当該事業の関連性
		国庫補助金(円)	協議会費(円)	その他(円)	
(1) 本事業の推進に関する検討 調査旅費 調査謝金					
(2) 農畜産物の生産に関する取組 ほ場借上げ費 標識設置費 管理作業賃金 調査用消耗品費					
(3) 農畜産物の加工に関する取組 会議費 資料印刷費 講師謝金 講師旅費 消耗品費					
(5) 農畜産物の消費拡大に関する取組 消耗品費					

2 収支予算
収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
協議会費					
市町村					
その他					

支出の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較		備考
			増	△減	
(1) 本事業の推進に関する検討 調査旅費 調査謝金					
(2) 農畜産物の生産に関する取組 ほ場借上げ費 標識設置費 管理作業賃金 調査用消耗品費					
(3) 農畜産物の加工に関する取組 会議費 資料印刷費 講師謝金 講師旅費 消耗品費					
(5) 農畜産物の消費拡大に関する取組 消耗品費					

- (注) 1 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。
 2 経費の使用に関する規定（案）等を添付すること。
 3 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）を添付すること。
 4 地域提案がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
 5 適宜、行を追加して記入すること。
 6 その他地方農政局長が必要と認める資料を添付すること。

別記様式第3号（Ⅱの第3関係）

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

市（町村）長 印

平成 年度産地生産拡大プロジェクト支援事業の整備事業実施計画の産地
強化計画との整合性及び妥当性の協議について

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号
農林水産事務次官依命通知）第5に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）関係書類として、別添の整備事業実施計画を添付すること。

産地生産拡大プロジェクト支援事業

整備事業実施計画

事業実施年度： 平成 年度

市町村名：

(市町村産地強化協議会名：)

第1 事業の実施方針

(例)
本市では農業産出額増加のため△△、××を中心的な作物と位置づけることとしている。そのため、△△については実需の要望に即した規格を販売するための選別施設を導入、××については、収穫作業の軽労化のための収穫機を導入する。

※様式1号産地強化計画の5 整備事業の実施方針に則した内容を記載すること。

第2 事業計画総括表 計画の内容

事業実施主体	施設の所在地	事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力、施設箇所数等）	作物・畜種等名	受益		しゅん工予定又は完了年月日	事業費（円）	補助率	負担区分			備考
				戸数	面積、出荷量、処理量又は頭羽数				国費	市町村費	その他	
JA〇〇		(例) ・△△選別施設一式										
××作物研究会		(例) ・××収穫機1台										
□□地区××部会		(例) ・××収穫機1台										
市町村附帯事務費												
						合計						

- (注) 1 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 2 地域提案及び認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
 3 適宜、行を追加して記入すること。
 4 その他地方農政局長が必要と認める資料を添付すること。

第3 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分承認月日	当初事業内容及び処分内容

（注）補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別記様式第4号 - 1 (の第1関係)

事業実施主体要件適合確約書
(農業生産法人用)

法人名			
出資比率	公共的団体	%	
	地方公共団体	%	農協等 %
	その他	%	
	農家	%	企業 % その他 %

1. 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、共同利用機械・施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。

2. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち受益区域内の取扱高 (千円)	割合(%)	
					達成率(%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

3. 雇用者数

	現在 年	1 年 目	2 年 目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率(%)				

上記のとおり、産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要領(平成20年4月1日付け19生産第10006号農林水産省生産局長通知)第2の3の(2)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所

代表者氏名

印

別記様式第4号 - 2 (の第1関係)

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期間 年 月		

1. 特定農用地利用規程の有効期間経過後の方針

(注) 事業終了後5年間特定農業法人であるか、又は事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うかの方針を記載すること。

2. 利用集積目標及び達成プログラム

	現在	1年度目	2年度目	目標年度
利用集積面積(ha) a				
集積率(%) a/b				
	特定農用地利用規程の区域内農用地面積 b			ha

3. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程区 域内の取扱高 (千円)	割合 (%)
現在				
1年度目				
2年度目				
目標年度				

4. 雇用者数

	現在	1年度目	2年度目	目標年度
常時雇用者数(人/年)				

上記のとおり、産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要領(平成20年4月1日付け19生産第10006号農林水産省生産局長通知)第2の3の(2)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

別記様式第5号-1（Ⅱの第5関係）

産地生産拡大プロジェクト支援事業の推進事業実施状況報告（平成 年度）

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号
農林水産事務次官依命通知）第6の規定により別添のとおり報告する。

産地生産拡大プロジェクト支援事業

推進事業実施状況報告

実施年度： 平成 年度

産地強化協議会名：

第1 農業産出額増加の成果目標の達成状況

都道府県名		市町村名		協議会名	
-------	--	------	--	------	--

実施年	平成	年
-----	----	---

成果目標の達成状況

基準年	平成	年	:	円	目標年	平成	年	:	円
-----	----	---	---	---	-----	----	---	---	---

	農業産出額	基準年からの増加額	達成率
ア 1年目(平成 年)	円	円	%
イ 2年目(平成 年)	円	円	%
ウ 3年目(平成 年)	円	円	%
エ 1～3年目の平均	円	円	%
ウ又はエのいずれか高い値	円	円	%

(注) 1 計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

2 目標年度（3年目）における農業産出額の算出に当たっては、目標年度（3年目）または1～3年目の平均値のいずれか高い値を目標年度（3年目）の農業産出額とすることができる。

3 1年目の報告では1年目の欄のみ、2年目の報告では1年目と2年目の欄を、3年目の報告ではすべての欄を記載すること。

第2 事業実施状況総括表

取組内容	事業量（単価、回数、面積等）	事業費（円）	備考
(1) 本事業の推進に関する検討			
取組内容①：農業産出額の調査及び算出			
事業1年目終了時の農業産出額把握のための現地調査を行った。また、ネット販売、契約販売を行っている農家へも調査協力依頼を行い、適切な農業産出額の算出を行った。			
取組内容②：			

(2) 農畜産物の生産に関する取組			
取組内容①：実証ほの設置			
〇〇地区及び□□地区に実証ほ△ヶ所を設置した。			
取組内容②：技術研修会の開催			
××普及組織との連携による生産者向けの技術研修会を△回開催した。			
(3) 農畜産物の加工に関する取組			
取組内容①：検討会の開催			
△△を活用したパンづくりのためには、地元企業との連携が必要なため、両者による検討会を△回行い、活動方針を決定した。			
取組内容②：講習会の開催			
地域食材を用いた料理の研究者を招き、パンづくりに関する指導を受け、試作を行った。			
(4) 農畜産物の流通に関する取組			
取組内容①：			
取組内容②：			

(5) 農畜産物の消費拡大に関する取組			
取組内容①：試作したパンの消費者への試食調査			
試作したパンを×月から□月にかけて市内の消費者○名に試食してもらい、味の評価を受けた。			
取組内容②：			

- (注) 1 「取組内容」の欄は、様式1号産地強化計画に記載した内容のうち、当該年度に実施した具体的な取組内容を記載すること。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3 適宜、行を追加して記入すること。

第3 必要経費

1 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費 (円)	負担区分			経費の必要性と当該事業の関連性
		国庫補助金 (円)	協議会費 (円)	その他 (円)	
(1) 本事業の推進に関する検討 調査旅費 調査謝金					
(2) 農畜産物の生産に関する取組 ほ場借上げ費 標識設置費 管理作業賃金 調査用消耗品費					
(3) 農畜産物の加工に関する取組 会議費 資料印刷費 講師謝金 講師旅費 消耗品費					
(5) 農畜産物の消費拡大に関する取組 消耗品費					

2 収支予算
収入の部

区分	本年度決算額（円）	本年度予算額（円）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
協議会費					
市町村					
その他					

支出の部

区分	本年度決算額（円）	本年度予算額（円）	比較		備考
			増	△減	
(1) 本事業の推進に関する検討 調査旅費 調査謝金					
(2) 農畜産物の生産に関する取組 ほ場借上げ費 標識設置費 管理作業賃金 調査用消耗品費					
(3) 農畜産物の加工に関する取組 会議費 資料印刷費 講師謝金 講師旅費 消耗品費					
(5) 農畜産物の消費拡大に関する取組 消耗品費					

- (注) 1 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。
2 経費の使用に関する規定（案）等を添付すること。
3 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）を添付すること。

- 4 適宜、行を追加して記入すること。
- 5 その他地方農政局長が必要と認める資料を添付すること。

別記様式第5号ー2（Ⅱの第4関係）

産地生産拡大プロジェクト支援事業の整備事業実施状況報告（平成 年度）

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

市（町村）長 印

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号
農林水産事務次官依命通知）第6の規定により別添のとおり報告する。

第1 事業の実施状況

(例)
 本市では農業産出額増加のため△△、××を中心的な作物と位置づけることとしたため、△△については実需の要望に即した規格を販売するための選別施設をJA○○が事業実施主体となり導入し、受益農家□□戸で活用、××については、収穫作業の軽労化のための収穫機を××作物研究会、□□地区××部会で導入し、活用している。
 ※様式1号産地強化計画の5 整備事業の実施方針に則した内容を記載すること。

第2 事業計画総括表 計画の内容

事業実施主体	施設の所在地	事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力、施設箇所数等）	作物・畜種等名	受益		しゅん工予定又は完了年月日	事業費（円）	補助率	負担区分			備考
				戸数	面積、出荷量、処理量又は頭羽数				国費	市町村費	その他	
JA○○		(例) ・△△選別施設一式										
××作物研究会		(例) ・××収穫機1台										
□□地区××部会		(例) ・××収穫機1台										
						合計						

- (注) 1 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 2 地域提案及び認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
 3 適宜、行を追加して記入すること。
 4 その他地方農政局長が必要と認める資料を添付すること。

別記様式第6号（Iの第6関係）

産地生産拡大プロジェクト支援事業の評価報告（平成 年度）

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号
農林水産事務次官依命通知）第9の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第6号別添

産地生産拡大プロジェクト支援事業に関する事業評価シート

都道府県名		市町村名		協議会名	
-------	--	------	--	------	--

成果目標の達成状況

基準年	平成	年	:	円	目標年	平成	年	:	円
-----	----	---	---	---	-----	----	---	---	---

	農業産出額	基準年からの増加額	達成率
ア 1年目(平成 年)	円	円	%
イ 2年目(平成 年)	円	円	%
ウ 3年目(平成 年)	円	円	%
エ 1～3年目の平均	円	円	%
ウ又はエのいずれか高い値	円	円	%

(注) 1 計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

2 目標年度(3年目)における農業産出額の算出に当たっては、目標年度(3年目)または1～3年目の平均値のいずれか高い値を目標年度(3年目)の農業産出額とすることができる。

主要農産物の生産結果

農産物・畜種等 名	基準年			目標年			増減		
	生産量 (t、kg等)	単価 (円)	産出額 (円)	生産量 (t、kg等)	単価 (円)	産出額 (円)	生産量 (t、kg等)	単価 (円)	産出額 (円)

※生産量の欄は、算出する作物、畜種に合わせて適切な単位を用いて計算する。

取組の総評

--	--

認定農業者数	基準年	平成	年	:	人
	目標年	平成	年	:	人

認定農業者への農地集積率	基準年	平成	年	:	%
	目標年	平成	年	:	%

整備事業で導入した施設の活用状況

--

事業内容 (施設区分)	指標 (施設区分に応じ記入)	当初 (年)	導入年度 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	目標 (年)
(例) ほ場整備	作付面積 (ha)					
	作付率 (%)					
(例) 〇〇選別施設	利用量 (t、kg)					
	利用率 (%)					
ほ場整備	収支差 (千円)					
ほ場整備	収支率 (%)					
ほ場整備	累積赤字(千円)					
(例) 〇〇選別機	稼働面積 (ha)					
	稼働率 (%)					

(注) 1 作付率、利用率及び稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入／支出×100とする。

番 号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

産地生産拡大プロジェクト支援事業交付決定前着手届

推進事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

番 号
年 月 日

市（町村）長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

産地生産拡大プロジェクト支援事業入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・代行施行における競争見積・随意契約
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の所属・役職・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び入札価格（税抜）	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	回
落札業者名（契約業者名）	
契約価格（税込）	円
契約年月日	年 月 日
着工住所	
着工年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	

入札結果等の公表方法	
備考	年 月 日 第 号 交付決定通知

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投げられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

番 号
年 月 日

市（町村）長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

産地生産拡大プロジェクト支援事業交付決定前着工届

整備事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業実施主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定年月日	しゅん功予定年月日	理 由